介護職員処遇改善支援補助金計画書

1　基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン　チョウオンカイ					
法人名	社会福祉法人　潮音会					
法人所在地	〒 038-3282					
	青森県つがる市木造筒木坂鳥谷沢１８番地９					
	理事長					
書類作成担当者	西久保　哲司					
連絡先	電話番号	0173-45-3006	FAX番号	0173-49-5015	E-mail	hakufu-en@bz01.plala.or.jp

2　賃金改善計画について　※詳細は別紙様式２－２に記載

※本計画に記載の金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)等により変動があり得る。

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e)					2,487,520	円		要件Ⅰ
②賃金改善の見込額(ⅰ－ⅱ)（右欄の額は①欄の額を上回ること）					2,505,765	円	○	
ⅰ）賃金改善実施期間（④）に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額（見込額）					126,157,772	円		
ⅱ）令和３年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】					123,652,007	円		
③ベースアップ等による賃金改善の見込額								
ⅰ）介護職員の賃金改善の見込額(f-1)		1,929,522	円	(86.55) %	○			要件Ⅱ
	（うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額）(f-2)	1,670,000	円					
		（一月あたり 208750 円）						
ⅱ）その他の職員の賃金改善の見込額(g-1)		626,037	円	(86.42) %	○			
	（うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額）(g-2)	541,000	円					
		（一月あたり 67625 円）						
④ 補助金による賃金改善実施期間				令和４年	2	月 ～	9	月

3 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	☐ 基本給　☑ 決まって毎月支払われる手当(新設)　☐ 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	☐ 手当(新設)　☐ 手当(既存の増額)　☐ 賞与　☑ その他（法定福利費負担増化分）
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し　☑ 賃金規程の見直し　☐ その他（　　） (賃金改善に関する規定内容)　※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。	
	（特別手当・特定処遇手当・処遇改善支援手当） 第14条　介護職員等の処遇改善に資する特別手当・特定処遇手当・処遇改善支援手当を支給する。 2　前項の規定による特別手当および特定処遇手当および処遇改善支援手当の支給対象、支給額については、別表の通りとする。	